























































注

- i 「WTO 加盟 10 周年で白書「中国の対外貿易」発表」新華社ニュース 2011 年 12 月 8 日
- ii 安田 (2015)
- iii ジェトロ通商弘報「中国の市場開放ペース鈍化を懸念」2006 年 12 月 15 日
- iv 2009 年で iPhone の卸売価格は 178.96 ドルのうち中国は約 6.5 ドルの 3.6%。(アジア開発銀行調査)
- v 大木・清水編 (2014)
- vi 「地方合計」が「中央合計」を初めて上回る—2014 年の中国企業の対外直接投資動向—『通商弘報』2015 年 11 月 19 日
- vii 安田 (2015)
- viii 「鋼材市場狂わす保護貿易、セーフガード、アジアで乱発、日本企業も巻き添え(真相深層)」日経新聞 2016/07/08
- ix 例えば、「EU では中国からの輸入品に対しては 52 件 (2015 年末現在) のダンピング措置 (化学品が 14 件、鉄鋼製品が 13 件等) を適用している。ダンピング防止措置の直接の対象とされる業界の雇用者数は約 25 万人で、中国に対して適用されているダンピング防止措置に関係する雇用者数はその 90% に相当する 234,300 人である。」(関税協会—中国の「市場経済国」としての認定を巡り協議を開始—ダンピング防止措置の適用問題—)
- x 安田 (2015)
- xi 中国の「WTO 加盟議定書」第 15 条 (d) 項は「いかなる場合でも、第 15 条 (a) 項の ii (中国を市場経済国と認めず、中国国内の販売価格やコストに基づかないダンピングマージン算定を認める条項) は、中国の WTO 加盟日 (2001 年 12 月 11 日) から 15 年で失効する」と定めている。
- xii 「欧州議会、中国の「市場経済国」認定に反対の決議」『通商弘報』2016 年 5 月 18 日
- xiii 日本経済新聞 2016 年 7 月 22 日付
- xiv 藪 (2016)
- xv 「中国の欧州企業、事業環境さらに悪化」W.S.J. 2016 年 6 月 7 日
- xvi 以上は今井 (2001) を引用。